

第 3 章

市政への提言と 指 針

市民生活と行政を取り巻く社会・経済情勢の変化には著しいものがありますが、そうした変化の中で、市政にとって新しい課題が数多く生み出され、新たな取組や施策の質的転換が求められています。

本市では、当面する課題について、懇談会・審議会を設置して市民の皆さんや学識経験者等の意見を求めたり、各種の調査研究を依頼し、また行政内部に検討のためのプロジェクトを設けて調査研究を行い、それらの結果に基づいて行政計画の立案・策定を行っています。

ここでは、それらのさまざまな課題について、令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月までの間に提出された答申等のダイジェストを収録しました。

横浜市民意識調査

政策局政策課
令和 5 年 3 月報告

■背景と経過

市政全般について全市を対象とする唯一の意識調査で、昭和 47 年度から毎年継続して実施しています。市民の皆さんの日常生活について、意識と行動の両面から捉え、生活意識や生活構造を明らかにし、その結果を市政運営や政策立案の基礎資料として活用することを目的としています。

調査項目は、ほぼ毎年継続して質問する項目（現住地居住年数、定住意向、生活満足感、心配ごと、市政への満足度・市政への要望など）と行政課題に応じて設定する項目により構成されます。

令和 4 年 5 月 25 日から 6 月 16 日にかけて、市内に居住する満 18 歳以上の方 5,000 人（外国人を含む。）に調査票を郵送し、郵送回答又はインターネット回答により回収する方法で実施し、回収率は 51.4 パーセント（2,572 人）でした。

■調査結果の概要

1 市政への満足度と要望

満足度は、1 位「バス・地下鉄などの便」、2 位「ご

みの分別収集、リサイクル」、3 位「良質な水の確保や安定供給」。要望は、1 位「地震や台風などの災害対策」、2 位「高齢者福祉」、3 位「病院や救急医療など地域医療」でした。

2 心配ごと

心配ごとや困っていることについて、「自分の病気や健康、老後のこと」と回答した人が 54.2 パーセントで最多。「家族の病気や健康、生活上の問題」が 38.5 パーセント、「景気や生活費のこと」が 25.8 パーセントでした。

3 定住意識

今の住まいに住み続ける意向のある人は 72.5 パーセント、転居の意向のある人は 14.3 パーセントでした。

■横浜市の対応

調査結果は、庁内で周知・共有し、市政運営や政策立案に活かしていきます。また、報告書を図書館や市民情報センターで閲覧に供し、市政刊行物・グッズ販売コーナーで販売するほか、市ウェブサイトにも掲載しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/shien/shiminishiki/>

横浜市市民協働推進委員会答申

横浜市市民協働推進委員会
令和5年3月
委員長 鈴木 伸治

■機関等の概要

横浜市市民協働推進委員会は、横浜市市民協働条例第17条の規定に基づき、市民協働の推進に関し必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として設置しています。

■背景と経過

横浜市市民協働条例附則第3項では、「この条例の施行の日から起算して3年ごとに、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとする。」と定めています。

令和4年6月20日に、令和元年度から令和3年度までの取組への評価、及び今後の横浜の市民協働のあり方についての意見とりまとめについて諮問し、令和5年3月23日付で答申をいただきました。

■答申等の概要

- 1 令和元年度から令和3年度までの取組への評価
前回答申の5つの視点「協働の範囲を広く捉える」「分野を超えた連携を図る」「協働の裾野を広げる」「協働の実践を通じて人材を育てる」「協働モデルの蓄積」に基づき、評価をいただきました。
- 2 今後の横浜の市民協働の基本的方向性
データに基づいた現状分析と3年間の取組における

課題を踏まえ、今後の市民協働のあり方について、「3つの提案」が示されました。

提案1 地域情報の一元化・一覧化

デジタル技術を積極的に活用した地域活動団体の紹介に加え、活動している場所や活動内容、参加方法、手伝いを求める内容など、地域情報の一元化・一覧化を図ることで、必要な情報にたどり着けるような支援や、テーマや分野を超えた横断的な活動ニーズとシーズのマッチングを促す必要がある。

提案2 しなやかな組織運営

自治会町内会の仕事を細分化し、分担制やボランティア制を導入することで、多世代が参加する地域運営や、NPO法人等の多様な主体と連携・協働する取組が進み、担い手不足の課題に対応できる可能性が生まれる。

提案3 つなぐ力の強化

中高生・大学生や現役世代など、新たに活動に参加したいと思った市民を実践に結びつけるためには、中間支援組織の人材育成機能やつなぐ力（コーディネート力）を高める必要がある。

■答申等に対する行政対応

市民をはじめ多様な主体との協働・共創に取り組みながら事業を進めることは、全ての市職員に欠かせない視点であり、答申で示された提案を広く周知し、積極的に協働・共創の推進に取り組んでいくよう働きかけていきます。

第13次横浜市消費生活審議会報告

「緊急時における消費生活トラブルへの対応と消費者被害の防止についての意見～自然災害や感染症拡大時における消費者の安全安心を確保する体制の構築～」

横浜市消費生活審議会
令和4年9月
会長 田中 誠

■機関等の概要

横浜市消費生活審議会は、横浜市消費生活条例に基づき、市民の安全で快適な消費生活を実現するため、消費生活に関する重要事項について審議等を行う目的で市長の附属機関として設置されました。委員は学識経験者、消費者代表、事業者代表で構成されています。

■背景と経過

近年増加している豪雨・台風・大地震などの大規模な自然災害発生時、また新型コロナウイルス等による感染症拡大時といった緊急時における、消費者被害・トラブルの未然防止及び拡大防止に向けた対応策の検討は、本市においても喫緊の課題です。

第13次横浜市消費生活審議会において、緊急時における消費生活相談の現状を踏まえながら議論を重ね、「緊急時における消費生活トラブルへの対応と消費者被害の

防止」について、令和4年10月に提言をいただきました。

■答申等の概要

緊急時における消費者被害やトラブルの未然・拡大防止に関し、横浜市が対策を検討・実施しておくべきことについて「平時から、緊急時に対する意識を高め、備えを促す」を基本的な考え方とし、対応の方向性として提言を4つにとりまとめています。

- ①「平時における消費者教育の推進」
- ②「緊急時における消費者への適切な情報提供」
- ③「消費者行政以外の機関等との連携強化」
- ④「緊急時に備えた相談体制の整備」

■答申等に対する行政対応

第13次の提言を踏まえ、今後は総務局の緊急対策課と連携しながら、地域防災拠点や拠点運営委員会を通じた情報発信・啓発、防災担当で所有している情報発信ツールの活用など、災害発生時などの緊急時に備えた消費者教育や情報発信の手段について検討し適宜実施していく予定です。

社会環境の変化や世帯・価値観の多様化に対応した今後の住宅政策の展開 について～横浜らしい豊かな住生活の実現に向けて～

第7次横浜市住宅政策審議会
令和4年5月10日
会長 大江 守之

■機関等の概要

横浜市住宅政策審議会は、本市の総合的かつ長期的な住宅政策に関し調査審議するため、市長の諮問機関として設置されるものです。第7次審議会では、「社会環境の変化」、「住宅ストック」、「居住者・コミュニティ」、「マンション」の専門部会を設置し、全体会4回、専門部会6回の審議を行いました。

■背景と経過

横浜市では、2012（平成24）年3月に、住宅政策の指針となる「横浜市住生活基本計画」を策定し、市民の皆様の生活を支える基盤である住まい・住環境の安全・安心や魅力の向上に向けた様々な取組を進めてきました。

2018（平成30）年2月に、計画の改定を行いました。現在の横浜の住生活を取り巻く状況は、さらに大きく変化しています。自然災害が頻発・激甚化するとともに、急速な技術革新・DXが進展し、脱炭素社会の実現に向けた対策も加速化しています。また、共働き世帯や単身高齢者世帯の増加などの世帯構成の変化に加え、コロナ禍を契機とした働き方やライフスタイルの変化が生じています。

このような横浜の住生活を取り巻く社会環境の変化や世帯・価値観の多様化に適応しながら先人達が築いてきた魅力・資源を生かして、横浜を次の世代につないでい

くためには、住まいや住環境の安全・安心や魅力をさらに高め、子育て世代をはじめとした、一人ひとりのライフスタイルに応じた豊かな暮らし方を選択できるまちを実現する必要があります。

このため、本審議会では、多様な市民ニーズや社会情勢の変化に対応するため、本市の総合的かつ長期的な住宅政策に関する審議を行いました。

■答申等の概要

3つの視点（1～3）、7つの目標（①～⑦）を答申いただきました。

- 1 「社会環境の変化」の視点：①新たなライフスタイルに対応し、多様なまちの魅力を生かした、豊かな住宅地の形成②災害に強く、安全な住まい・住宅地の形成と被災者の住まいの確保
- 2 「居住者・コミュニティ」の視点：③多様な世帯が健康で安心して暮らせる住まい・コミュニティの形成④住宅・福祉施策が一体となった重層的な住宅セーフティネットの充実
- 3 「住宅ストック」の視点：⑤脱炭素社会の実現に向けた良質な住宅ストックの形成⑥マンションの管理適正化・再生円滑化の推進⑦総合的な空家等対策の推進

■答申等に対する行政対応

「横浜市住生活基本計画」を、2031（令和13）年度を目標年次とした「横浜市住生活マスタープラン」として改定しました。

第33期横浜市社会教育委員会議提言 —視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）に 基づく取組の方向性について

第33期横浜市社会教育委員会議
令和5年2月
第33期横浜市社会教育委員会議議長 牧野 篤

■機関等の概要

横浜市社会教育委員会議は、社会教育法、横浜市社会教育委員条例に基づき設置される附属機関です。各期で社会教育に関するテーマを設定し、専門的な知見を有する委員により、解決策や対応策について協議いただき、その結果を提言としていただいています。

■背景と経過

誰もが読書できる社会を目指して、令和元年に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下、「読書バリアフリー法」）が施行されました。

横浜市においても、早急に読書バリアフリー法に基づく取組を進める必要があることから、第33期横浜市社会

教育委員会議では「読書バリアフリー法に基づく取組の方向性」をテーマに議論いただきました。

■答申等の概要

横浜市の特徴や、インクルーシブ教育などの視点も踏まえて、多様な主体との連携・協働を推進しながら、4つの重点取組を行うものとします。

- 1 連携・協働による視覚障害者等が利用しやすい書籍等の製作
- 2 インターネットサービスの利用促進
- 3 図書館職員、司書教諭、学校司書等の人材育成
- 4 効果的な広報・啓発戦略

■答申等に対する行政対応

提言の内容を「第三次横浜市民読書活動推進計画」（令和6年度策定予定）に盛り込み、読書バリアフリー施策を検討・実施していきます。